

様式第4号（第11項関係）

西脇市審議会等の会議の記録

審議会等の名称	令和5年度第6回西脇市障害者地域支援協議会
開催日時	令和6年1月23日（火）午後1時30分～午後2時55分
開催場所	西脇市役所 市議会委員会室
出席委員の氏名又は人数（敬称略）	朝比奈寛正、南久雄、時本あさみ、吉田昇、岡本英子、高瀬利明、筒井研策、神納伸午、中村壮志、藤井順子、多田由紀子、百田雅樹、村上収、川崎佳子
欠席委員の氏名又は人数（敬称略）	永井寿幸
出席職員の職・氏名又は人数	福祉部 部長 伊藤景香 社会福祉課 課長 正木万貴子 社会福祉課 主査 村上真弓 社会福祉課 平林恵莉 社会福祉課 草別彩奈 障害者基幹相談支援センターういーぶねっと 藤井志帆 障害者基幹相談支援センターういーぶねっと 安好紅美 障害者相談支援センター「ぱれっと」 藤原友喜 計画策定委託事業所 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 熊本晴彦 計画策定委託事業所 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 廣重空
傍聴の人数	2人
協議又は協議事項	協議事項・報告事項 1 パブリック・コメントの実施結果について 2 計画資料編について 3 地域生活支援拠点等の整備について 4 その他
会議の記録	
発言者	内 容
事務局 会長 事務局 会長	1 開会 ・委員の出席は14名、傍聴は2名 ・会長あいさつ ・資料確認 ・議事録署名委員の指名 朝比奈会長と時本あさみ委員に決定

	2 協議事項・報告事項
会 長	(1) パブリック・コメントの実施結果について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料1について説明
会 長	先ほどの説明に対して、何か質問はあるか。
副会長	(2)の2つ目の高等部への進学について、地域の高校等とサポートファイルの活用はどのように連携していくか。小中学校は市教育委員会の管轄だが、高校になると県教育委員会になる。市から伝えていけるものなのか。医療についても、小中学校は医師会と教育委員会で話し合いができるが、高校においてはなかなかというところがあり、連携がうまくいくのかと心配がある。
事務局	市内の中学3年生は、進路先を聞き、高校と連絡を取る中高連携シートがある。直接市の方から進学先にサポートファイルを持っていき、先生に説明を行っている。
会 長	小中高まではわかったが、大学についてはどうなるのか。障害のある学生が大学に進学することも多く、大学には障害がある人をサポートする部門は設置されているが、必ずしも高校から全ての情報があがってくるのではなく、本人が開示した部分しか入ってこない。もしくは伏せている場合もある。切れ目のない支援として、実践されているものがあれば、教えてもらいたい。
事務局	現在、高校生までサポートファイルの引き継ぎをしており、高校卒業時には保護者にファイルを返却する。就職先・進学先に保護者がファイルを持って行き、調整を行っている。保護者管理になるため、その後の活用は追跡して把握する状況となっている。
会 長	(2)の既に盛り込み済みのところで、意見をみると、切れ目のない支援を強く希望されていることはよくわかる。今回の計画の中にそういった切れ目のない支援、専門用語ではシームレス支援、図解等で切れ目のない支援を表記しているのかどうかを確認したい。

事務局	切れ目のない支援については、文言としては計画の84ページ、基本施策3に重点項目として記載、図解としては、100・101ページのライフステージに応じた支援体制として記載している。
会 長	(2) 計画資料編についての説明を事務局から願います。
事務局	資料2について説明
会 長	市民の方が読んだときに、説明が必要だと思う用語があればお聞きしたい。
委 員	8ページの障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法は、日本語に変えられないのか。
事務局	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律という正式名称があるので、併記で記載する。
会 長	少し長くなるが、日本語の方がわかりやすいと思う。
副会長	正式名称を上書き、下に併記した方が良いのではないかと。
事務局	6ページにある障害者優先調達推進法のように略称を併記するということで、他の用語も省略がある場合は、正式名称の後にかっこ書きで統一する。
会 長	6ページに行動障害について書かれているが、強度行動障害は入れないのか。
事務局	今回からの新たな用語となるので追記する。
会 長	委員の皆様には所属や領域があると思う。日常生活の中では当たり前に使っているが、一般の方には伝わりにくい言葉も多くある。こういう機会に、周知していくことも大切だと思う。
委 員	基本計画の中の70ページ、災害時の安全確保の中で、「障害のある人が災害時の要援護者として日常的に把握され、また地域での防災訓練に

	<p>も参加して、災害発生時には地域の協力を得ながら速やかに避難し、安心して生活できるように、体制を整備・充実することが必要です。」とあるが、以前の会議で市から西脇市の各町の役員・民生委員に障害者名簿が届いているとあった。障害者の中には、色々な障害を持っている方がいる。その中で重症・軽傷者、等級がある。災害時に町内の役員など名簿を持っている方が、どのように障害者を避難させることができるのか。また、市としてはどのように避難指導をしているのかを聞きたい。</p>
事務局	<p>要援護者名簿は、障害のある方の名簿を提供しているわけではなく、民生委員から災害時に支援が必要と思われる方を、普段から福祉票という形で提出してもらっており、その方々の名簿を自主防災会に情報提供する。また、要援護者が障害者手帳所持者とは限らない。地域の中で把握した方を要援護者名簿に掲載している。要援護者をどう避難させていくのかについては、自主防災会で支援者を誰にするのか、連絡をどうするのかなどを各自主防災会で決めているのが現状である。</p>
委員	<p>例えば重症者とかひとつの家族で一人は寝たきり、一人は重症者ということもある。軽症者でも災害時は、重症者の方に変わることもあるかもしれない。その場合に、民生委員には通達しているということだが、避難は誰がさせるのか。今回、能登地震ですごいことになっている。地震が起きなければいいが、もし起きたとき、障害者はどうすればいいのか。障害者を避難させる方法がないのではないかと思う。</p>
委員	<p>自主防災に向けては、各地区が組織を編成し、その中で民生委員と区長は連携をとっている。福祉票は提供されないが、民生委員に確認して各組の組長と女性会で、軽症者については一緒に避難誘導すると位置付けている。重症者については看護師の方がいらっしゃれば、その方をお願いするしかないと考えている。実際に災害が起きないことを望んでいるのが実情である。</p>
委員	<p>町内では自主防災訓練をしているのか。</p>
委員	<p>私の自治会では取り組んでおり、消防団ではなく、町民を入れて訓練をしている。</p>
委員	<p>自主防災訓練に取り組んでいるところもあるが、西脇市全体としては</p>

	<p>どうなのか。私の住んでいる地区で、今まで避難してくださいと警報が出ても、私の家のすぐ近くに避難場所があるが、誰一人としてそこへ行かない。民生委員や区長になぜ行かないかを尋ねたら、民生委員や区長は公民館で待機している。どこがそういう指図をしたのか。この地区だけがしているのか、市全体ではどうなのかを教えてください。</p>
委 員	<p>昨年夏の台風のときは、比延地区で避難したのは上比延町の人だけであった。自主防災組織があって活動しているという状況である。</p>
副会長	<p>能登の時もそうだったが、一般の方と障害を持った方との避難所は違う。どこに行くかが問題で、知的障害や多動症の子どもが一緒に避難所にいられるのか。家族の方は、これが難しいため避難所に行けないというケースもある。医療的ケアが必要な重症者を、どこに避難させるかをどこが決めるのか。人工呼吸器をつけている人が、どこに何人いるかの把握や、一般の人と避難所を分けることも必要だ。能登では、避難所として機能しなかったというニュースもあった。どんな災害が起きるかによって、避難対策は難しいと思う。大きな災害が起こったときは、計画通りには行かない。</p>
会 長	<p>西脇市で福祉避難所の開設は決められていると思うが、福祉避難所の開設などは障害者計画に盛り込むのか。他の計画であると思うが、両方で掲載するのか。</p>
事務局	<p>計画については、防災安全課の地域防災計画に詳細を載せている。重度障害のある方で、自主防災会での避難が難しい方については、市で個別避難計画を作成して、自主防災会と連携をとりながら、避難場所や避難経路などを調整会議で相談した上で、自主防災会の避難訓練にあわせて重症者が実際に避難できるかの取組を進めている。呼吸器が必要な重度障害のある方については、病院との調整が必要なため、個別避難計画で調整しながら避難所を決める取組を行っている。</p>
会 長	<p>他に質問等はあるか。</p>
委 員	<p>8 ページに障害者虐待防止法がある。障害者差別防止法とセットの場合が多いので、一緒に記載してほしい。</p>

事務局	掲載をする形で検討する。
委員	10ページのデマンド交通のところに、むすブンなどの例を上げて記載してはどうか。
事務局	例を含めて表記する。
会長	(3) 地域生活支援拠点等の整備についての説明を事務局からお願いする。
事務局	資料3について説明
会長	先ほどの説明に対して、何か質問等はあるか。
委員	一日も早くこの計画が実施され、親の安心のひとつとなってほしいと切に願う。
会長	参考までに教えてほしい。4ページにある地域生活支援拠点等相談強化加算は何点なのか。
事務局	月4回を限度とし、700単位となっている。緊急短期入所受入れ加算は180単位、短期入所における地域生活支援拠点等に係る支援は100単位となっている。
会長	西脇市は加算で施設に受け入れができるような体制を作られていると思う。こういった事業が進まないとき、加算と実際の割りが合わないということがある。例えばショートステイで、グループホームが受け入れられたときに、加算が200～300点というところで対応できるのかを各事業所が考えられると思う。そうなった時に、どうやって空床を確保するのが問題になってくる。ショートステイをいつでも受け入れることができる空床を補填する何かがあれば、事業所が前向きになると思うが、空床確保の部分を下の方で担保するとかは難しいのか。
事務局	そういった課題が出てくる可能性もあり、必要に応じて協議していきたいと思っている。

会 長	<p>各市町の判断にはなると思うが、例えばこれが医療だった場合、精神科で措置入院の方を輪番制で引き受けるとなったとき、来ても来なくともベッドを空けている。これは、措置入院で空床確保のためのお金が入ってくるので、どこの病院も輪番制をするというのがある。これが受けたら加算といわれたときに、常に空けておけるかという病院でも難しい。2ページのショートステイ事業所のところも、定員によっては、実際空所確保することが難しい。また、グループホームでは、定期的に使われている方がいると難しい。中にはショートステイをつなぎながら、入所を待っている方もいるのではないか。そうすると、グループホームがいつまでたっても空かない。この事業自体の意義は認めるが、現実的に部屋がない。オーバーベッドで受けるということもあるが、緊急事態のときにオーバーベッドで受けると、グループホームは、もともと世話人1名で回しているので、現場のスタッフが大変である。実際作ったけど、受け入れがないとか、満床とかで、受け入れができず、仕方なくというのが出てくる。そこが懸念材料かと思う。</p>
副会長	<p>先ほどからも議題があったが、資料3の1に「障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えたこと」とある。高齢の親が障害のある子どもをみている場合、親の方が先に人生を全うすることが多い。その場合、緊急時の受け入れは必ずしも調整できる状態ではない。残された子どもはどうなるのか。先ほど会長が言われたように、どこか確保するような体制づくりをしておかないと、趣旨でいっていることと、後でそんなことをできる状態でないことと言い切っている。緊急時の受け入れというのは、話が違うのではないかとならないか。また、ある程度の時点で、いくところがないから早目に行き先を探して、行動していくのか。介護保険でも同様なことがあり、ショートステイの確保ができれば、ほっとすることもある。事業所は経営上、ベッドを空けておくことは難しい。行政として考えていかなければならない。</p> <p>コロナ時には、空床の確保に助成金があり入院できたが、今回のように長期にわたる場合は助成金がない。言ってることと現実が違っていることが気になった。会長が言われたように予算を確保するのは難しい話、財政難の西脇市にどこまで求めるかとなるため、強くは言えない。</p>
会 長	<p>加算の金額をしっかりと見なくてはならない。150点とか500点レベルだと少し無理だということも出てくる。</p>

委 員	<p>3 ページの 5 に記載の、計画相談支援連絡会の際には、障害福祉サービスを利用しようとしたときに、在宅介護やショートステイなどをカウントすると、支給決定までに 2～3 カ月かかってしまうので、相談支援の立場としては、非常に難しさを感じるという話が出ていた。こういった状況のときに、支給決定が出ていない方をどうするのかを協議しておいた方がいいと思っている。</p>
会 長	<p>今回の拠点事業の件に関して、例えばショートステイであれば、障害支援区分の判定が必要になってくる。緊急ショートステイの場合は、それには依らないとなっていたか。介護保険の方では、高齢者虐待のケースで、緊急ショートステイを使う場合、要介護認定が出るまで待つ必要はなかった。障害の方でも待つ必要はなかったのではないか。</p>
事務局	<p>状況により緊急時を含め決定が行われる前に、暫定的に使う手立ては以前からあり、その判断は市でできる。将来を見据えて、サービスが必要になる世帯の障害のある方については事前に、区分認定をとっておく必要があると勧めていく必要があることも協議の中で出ていた。</p>
会 長	<p>将来的にサービスを使うかもしれないので、区分認定をとるという考え方は介護保険の方でもよく使うが、障害に関しては身体、知的はある程度障害固定されているが、精神とか発達になってくると、事前にとっておいたものと障害区分に大きな差が出てくる。発達障害の場合は周囲の環境変化により、症状が激変したなどがある。事業所目線でみると、障害支援区分 1 で申請していたが、実際は障害支援区分 3 であっても、入ってくる報酬は障害支援区分 1 しかない。そうなってくると、インセンティブが追いつかないので、対応ができないことが懸念される。それをバックアップするのが助成であったり、経済的支援であったりする。それが市からあれば、事業所が安心感を持って受け入れられる。仮に対応ができなかったとき、事業所の相談先としての基幹相談支援センターのスタッフをバックアップするなど体制ができていれば、事業所が安心して拠点活動に参画できるのではないかと思う。</p> <p>また、地域生活支援拠点の整備事業は新規事業となるため、初めて進める事業は手探りのものが多く、委員の皆さんにもサポートしていただきたいと思う。なかなか実になるというところまで時間がかかるので、関心を持ってみていただければいいと思う。</p>

会 長	<p>(4) その他について事務局から説明等はあるか。(特になし) 以上をもって、本日予定していた協議事項は終了とする。</p>
事務局	<p>審議いただいた計画書は、音声読み上げコードを付けて、印刷製本をする予定としているが、デザイン等は事務局に一任いただいてよいか。(特に意見なし)</p> <p>計画内容を抜粋した概要版は、ルビなし版、ルビあり版の2種類を作成する。2月末には完成し3月中には委員に郵送し、ホームページでは、計画書データを掲載する予定である。</p> <p>今年度は、計画策定で協議会を例年より多く開催して審議いただき協力にお礼を申し上げます。計画の今後の進行管理を協議会で行うこととしており、次回開催時期は未定だが、令和5年度の事業実施状況等について協議いただきたい。なお、委員の任期が今年3月31日までとなっているが、事務局としては、引き続き現委員に就任いただきたいと考えているのでよろしくお願いいたします。</p> <p>最後に障害者差別解消法啓発事業を配布資料により案内する。2月17日(土)13時からオリナスのつながるスタジオにて「みんなで知ろう!情報バリアフリー」と題したイベントを開催する。令和4年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されたことと、今年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になることを周知・啓発する内容で、視覚・聴覚障害のある方の情報取得について皆様と一緒に考えるとともに、誰もが情報を入手し、利用することができるよう情報バリアフリーについて理解を深めていただける機会にしたいと考えている。当事者からの講話、情報機器の展示やふくしまルシェも同時開催する予定で、詳細はチラシをご覧くださいぜひ参加と各団体の会員様や知人等への周知も協力をいただきたい。</p>
委 員	<p>区長会として、先ほど委員の質問に答えたが、会長などからお話しがあつた医療的なところは、我々では対応できない。それらについては、どのような体制で動けばいいのかを聞いていきたい。私の地区の区長には避難が一番大事だと伝えるとともに、健常者、軽度の障害のある人の避難については、地区にある避難所へ遠くても行くように言っている。区長会、連合区長会でも、障害ある方の避難について、考えていかなければならないと申し伝えたいと思っている。</p>

<p>会 長</p>	<p>災害が起こる前に、地域の中で障害のある人と普段から交流があることが大前提である。これは障害の区分に関係なく、障害があってもなくても、同じ地域で一緒に生活する住民同士であり、日常生活の中で障害のある人と分け隔てなくかかわるようなコミュニティを作っていくこと、国はこれを地域共生社会とっている。この計画の中でも、インクルーシブという言葉を使っており、障害があってもなくても地域で暮らしている住民という意識を、各地域で作っていただければいいと思う。</p>
<p>副会長</p>	<p>3 閉会 ・副会長あいさつ</p>
<p>事務局</p>	<p>これをもって令和5年度第6回西脇市障害者地域支援協議会を終了とする。</p>